

令和 7 (2025)年度 社会福祉法人等指導監査説明資料

郡山市 保健福祉総務課 福祉監査室

目次

1. 社会福祉法人等指導監査について	3-7
2. 昨年度の社会福祉法人指導監査における主な指摘事項	8-21
3. 財務諸表等電子開示システムによる届出について	22
4. 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた理事会・評議員会の開催について . .	23
5. 新型コロナウイルス感染症等の予防及び感染拡大防止のための取組みについて . . .	24-25
6. 社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）の策定について	26-27
7. 社会福祉連携推進法人制度について	28-29
8. その他（各種情報）	30-32

1. 社会福祉法人等指導監査について

(1) 監査対象及び周期について

① 社会福祉法人

社会福祉法改正後、平成29(2017)～30(2018)年度の2年間で全ての法人に対する指導監査が一巡したことにより、その結果を踏まえ、要件を満たすと考えられる法人については、令和元(2019)年度から周期を3年に1回とした。

●社会福祉法人指導監査実施要綱 3 一般監査の実施の周期

(1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する通常監査の実施の周期については、3年に1回とする。

ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

②社会福祉施設等

- ・ 老人福祉施設については、原則3年に1回 ※令和4(2022)年度から
- ・ 保護施設及び障害者支援施設については、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設については3年に1回
- ・ 法人同様、新設施設については3年間継続
- ・ 保育所等は毎年（令和7年度から一部の施設は書面で監査を行う。）

(2) 実施予定法人

- ・ 令和 6 (2024)年度までの法人指導監査で、要件を満たしていると判断した法人 9 法人
- ・ 継続指導が必要と思われる法人 1 法人
- ・ 新設の法人（新設時から 3 年間は毎年継続）無し

合計 1 0 法人

(3) 実施予定施設等

- ・ 老人福祉施設 6 施設
- ・ 障害者支援施設 1 施設
- ・ 児童福祉施設等 8 7 施設

※令和 3 (2021)年度から、公立保育所 (2 5 施設) についても実施

合計 9 4 施設

2. 昨年度の社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

- (1) 評議員及び役員（理事・監事）の選任手続きについて
- (2) 評議員会・理事会の招集手続きについて
- (3) 理事会の要決議事項の審議について
- (4) 評議員会・理事会の議事録について
- (5) 社会福祉法人会計基準省令に基づいた会計処理について
- (6) 経理規程に基づいた契約事務について
- (7) 経理規程の未整備又は実態との乖離について

(1) 評議員及び役員（理事・監事）の選任手続きについて

① 評議員の選任について

・評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。（社会福祉法第39条）。

そのため、法人は、**定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。**（指導監査ガイドライン）※評議員選任に関する記録（評議員選任・解任委員会の議事録等）を残すこと。

・評議員の選任では、候補者に必要な要件の説明をすること。※説明したことが確認できるよう議事録等に記録を残すこと。

・「理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。（社会福祉法第31条第5項）」とされていることから、**理事が評議員選任・解任委員会の委員になることは認められないと考えられる。**

② 役員（理事・監事）の選任について

- ・ 役員の選任では、**候補者ごとに該当する要件区分の説明**をすること。※ 説明したことが確認できるように議事録等に記録を残すこと。

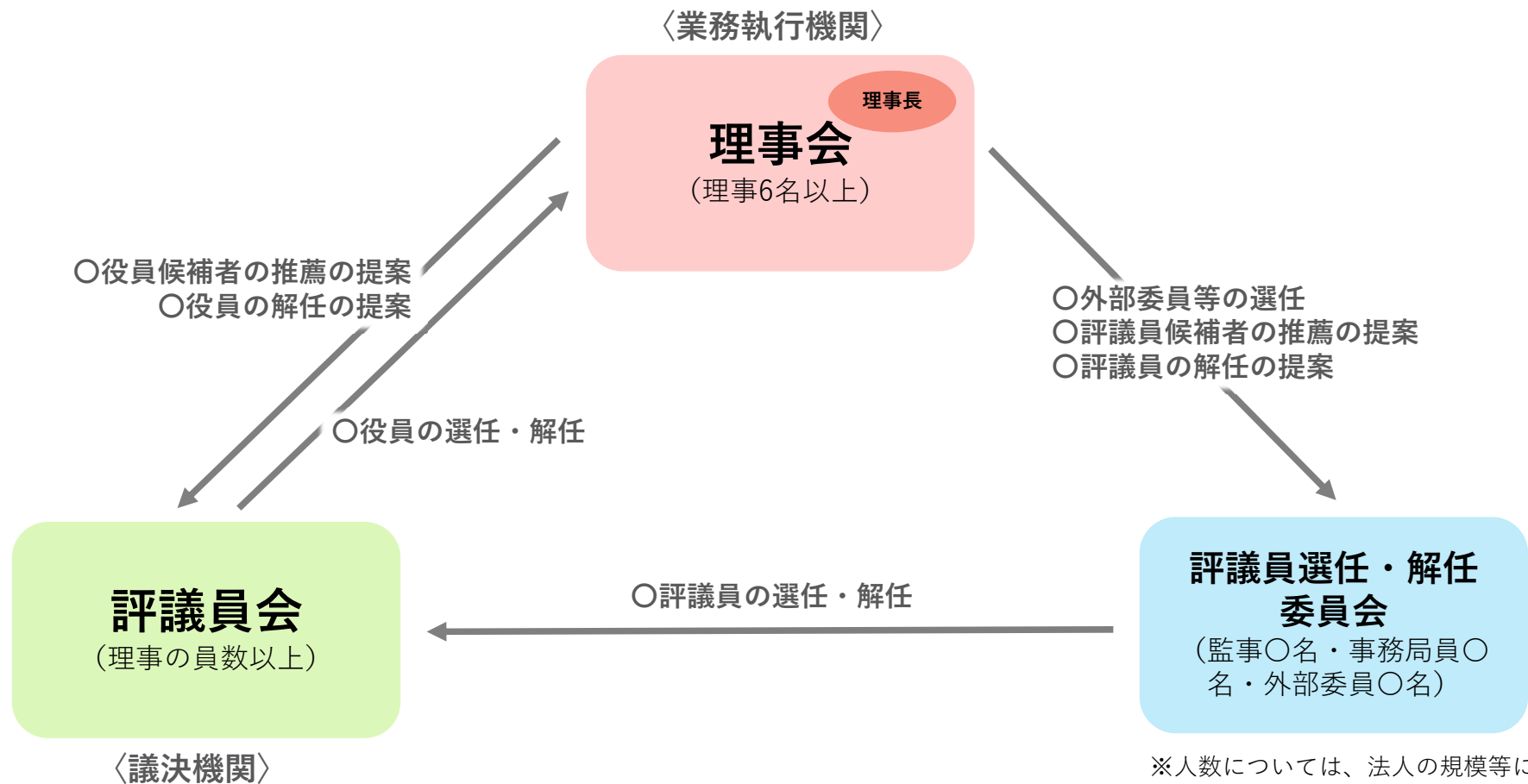
理事の要件 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 施設の管理者

監事の要件 社会福祉事業に識見を有する者
 財務管理について識見を有する者

③ 評議員及び 役員（理事・監事）の就任承諾書の徴取について

- ・ 就任の意思表示があったことを確認するため、**選任後、就任承諾書等を徴収し、保管すること。**

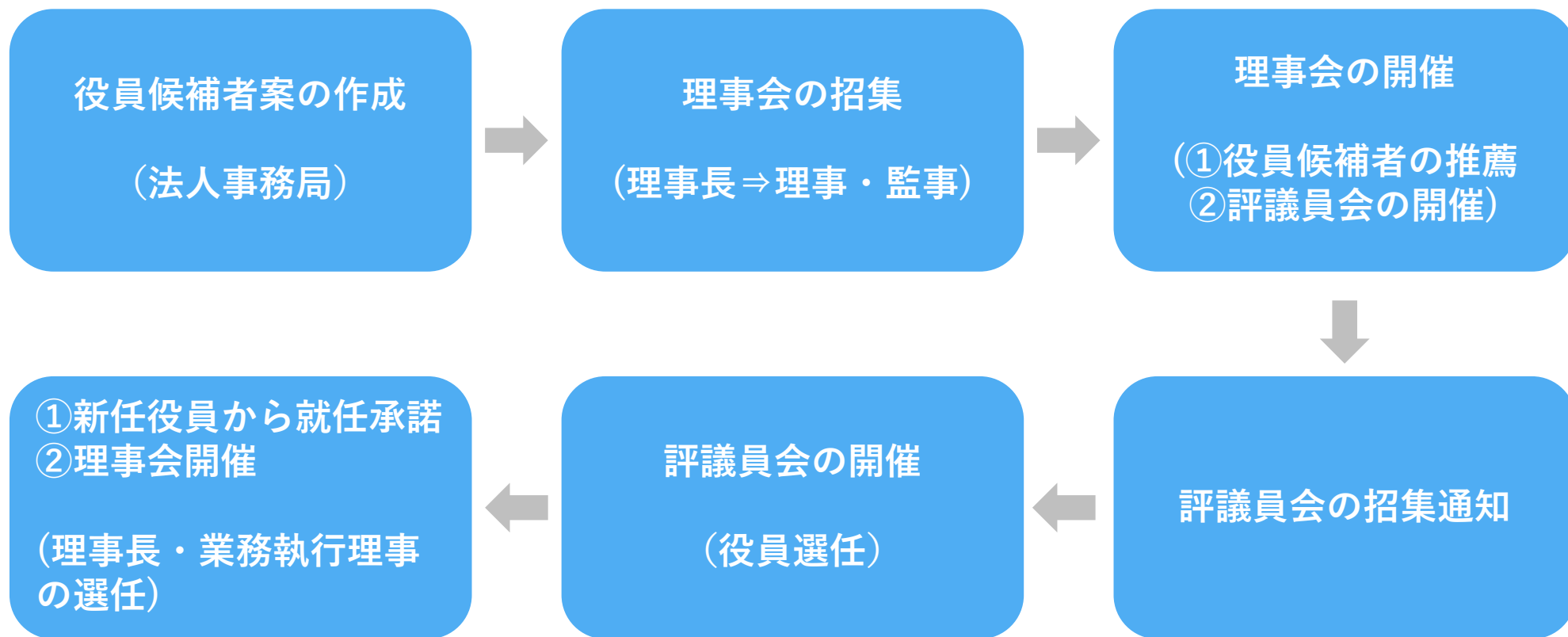
(参考) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係



※人数については、法人の規模等に
応じて、各法人において判断する
(外部委員を含む3名以上)。

※厚生労働省ウェブサイト「社会福祉法人制度改革について」より抜粋

【例：役員（理事・監事）選任の流れ】



④ 評議員及び役員候補者が欠格事由等に該当していないかどうかの確認について

【確認事項（書面での確認が必要）】

- ・ 欠格事由に該当していないか。
- ・ 各評議員又は各役員と特殊の関係にないか。
 - ※ 各理事と特殊関係にある者(同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員)の数は、理事総数の3分の1を超えないこと。
- ・ 暴力団員等の反社会的勢力の者でないか。

【確認方法の例】

- ・ 履歴書＝兼職、賞罰、親族、他法人での役員経歴、資格・免許、他の理事との関係等
- ・ 誓約書（申立書）＝本人からの誓約書等により、欠格事由等に該当しない旨を確認
 - ※ 再任の場合でも、兼職等の状況については確認が必要
 - ※ 履歴書等の徴取日は、理事会等に候補者推薦議案を提出する前

【欠格事由】 （社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項）

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（※詳細については、次ページ参照）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

●欠格事由②については、以下の通知等により取り扱うこと。

【厚生労働省課長通知】

例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当する。

【指導監査ガイドライン】

②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。

(2) 評議員会・理事会の招集手続きについて

- ・ 評議員会・理事会の日の **1週間前までに**、**通知を発すること**。
- ・ 評議員・理事及び監事の全員の同意があれば、招集手続きを省略して開催することができる。
- ・ 招集手続きを省略して開催する場合には、次のいずれかの方法で同意があったことを確認できるようにすること。
 - ① **評議員・理事及び監事の全員から同意書を提出してもらう。**
 - ② 評議員会・理事会の議事録に同意があった旨を記載する。

(3) 評議員会及び理事会の要決議事項の審議について

- ・ 特別の利害関係を有している評議員及び理事の有無を確認する。
- ・ 内容を明確にしたうえで決議する。
 - ※ 借入について決議する際は、借入額、返済期限、金利及び担保等について明確にする。
 - ※ 旧役員の理事会と新役員の理事会の決議内容は、重複のないよう整理する。
- ・ 定款の変更は評議員会の特別決議（議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の賛成）によって行われることが必要。
- ・ 利益相反取引の承認は理事会の決議が必要。
- ・ 契約の更新時、理事会の決議をする。

(4) 評議員会・理事会の議事録について

- ・ 評議員会・理事会議事録に記載すべき事項は全て網羅するようにすること。

【根拠法令】

評議員議事録：社会福祉法施行規則第2条の15第3項

理事会議事録：社会福祉法施行規則第2条の17第3項

- ・ 議事録への記名押印については、定款で定めたとおりとすること。

（理事会：理事長及び監事、評議員会：議長及び議事録署名人2名など）

(5) 社会福祉法人会計基準省令に基づいた会計処理について

- ・ 附属明細書については、計算書類と数字が合致しているか、必要な帳票が適切に出力されているか等を確認後、決算処理を行うこと。
- ・ 計算書類の注記について、適切に作成すること。

(6) 経理規程に基づいた契約事務について

- ・ 契約書の取り交し、請書の徴取について、経理規程に基づき行うこと。
(100万円を超える契約は契約書、それ以下でも軽微な案件以外は請書の徴取が必要)
 - ・ 随意契約について、見積書の徴取は、経理規程に基づき規定された数の相手業者から行うこと。また、1社からのみ見積書を徴する場合、その理由を稟議書に記載すること。
 - ・ 業者選定や契約更新等に理事会の議決が必要な場合は、適正に手続すること。
- ※ ガイドライン、平成29(2017)年3月29日付け厚生労働省通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」や経理規程を確認し、適切な事務処理を行うこと。

(7) 経理規程の未整備又は実態との乖離について

- ・ 必要な内容を規定すること。
 - ※ 注記事項に「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」を追記する。
 - ※ 拠点区分の増加に伴い作成する計算書類が増えた場合は、必要な書類を追記する。
- ・ 適正な内容を規定すること。
 - ※ 別表で定める勘定科目は、漏れがないように規定する。
- ・ 毎会計年度末に、固定資産現在高報告書を作成し、理事長に報告すること。
- ・ 寄附金品の受入れについて、理事長の承認を得ること。
- ・ 固定資産を除却する際には、関係書類を作成し、理事長の承認を得ること。

3. 財務諸表等電子開示システムによる届出について

2025年度版社会福祉法人 財務諸表等電子開示システムの運用が開始されています。
財務諸表等入力シート（2025年度版）をダウンロードの上、届出してください。
財務諸表等電子開示システム関係掲示板に、お知らせや操作説明書が掲載されているので、
随時ご確認ください。

財務諸表等電子開示システムによる届出は、6月30日まで厳守をお願いします！！

4. 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた理事会・評議員会の開催について

理事会、評議員会については、以下のとおり取り扱うこと。

(1) 通常開催する場合

- ・令和5(2023)年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類感染症に変更されたことを踏まえ、開催時期については、原則として法令及び定款の定めるとおりとするが、やむを得ない事情がある場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに開催すること。
- ・基本的な感染予防対策を徹底すること。
- ・テレビ会議等（電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットの利用等）での開催も可能。

(2) 決議の省略（書面決議）による場合

- ・理事又は評議員全員から事前の同意の意思表示がされたときは、当該提案について理事会又は評議員会の決議があったこととみなされる。
- ・理事会については、定款に決議の省略についての定めがあることが必要

※令和5(2023)年2月28日付け厚生労働省通知、令和2(2020)年3月3日付け福島県通知参照

5. 新型コロナウイルス感染症等の予防及び感染拡大防止のための取組みについて

法人・施設の運営にあたっては、国・県・市からの各種通知等に基づき、感染予防及び感染拡大防止への取組みの徹底をお願いします。

- 感染予防の取組みの徹底
- 感染者等が発生した場合の取組みの徹底
- チェックリストの活用による自主点検の実施

【参考通知等】

- 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumato_me_13635.html
- 障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html
- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第二十一報)
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/d017136e/20230401_policies_hoiku_18.pdf
- 新型コロナウイルスに係る福島県からの通知
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureifukushikacovid19oshirase.html>
・高齢者福祉、ショート、通所共通チェックリスト

6. 社会福祉施設等における業務継続計画(B C P)の策定について

社会福祉施設等においては、災害や新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、継続的なサービス提供が求められます。

そのような場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、業務継続計画（B C P）を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野においては、運営基準の見直しにより、当該計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられ、令和5年度末（令和6(2024)年3月31日）までに同計画を作成することとなっております。

また、児童福祉施設等についても、令和5(2023)年4月1日から計画の作成が努力義務とされたもので、厚生労働省のホームページに掲載されているガイドラインや、計画作成例を参考に作成くださいますようお願いします。

※ 介護及び障害福祉分野においては、業務継続計画未策定の場合、令和6年度から減算対象となりました。

【参考通知等】

- 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について
（令和2(2020)年6月15日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）
- 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>
- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（動画）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
- 障害福祉サービス事業等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（動画）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

7. 社会福祉連携推進法人制度について

令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4(2022)年度から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されました。

社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。

※制度の概要については、次ページを参照

【参考情報：厚生労働省HPにおいて随時公表】

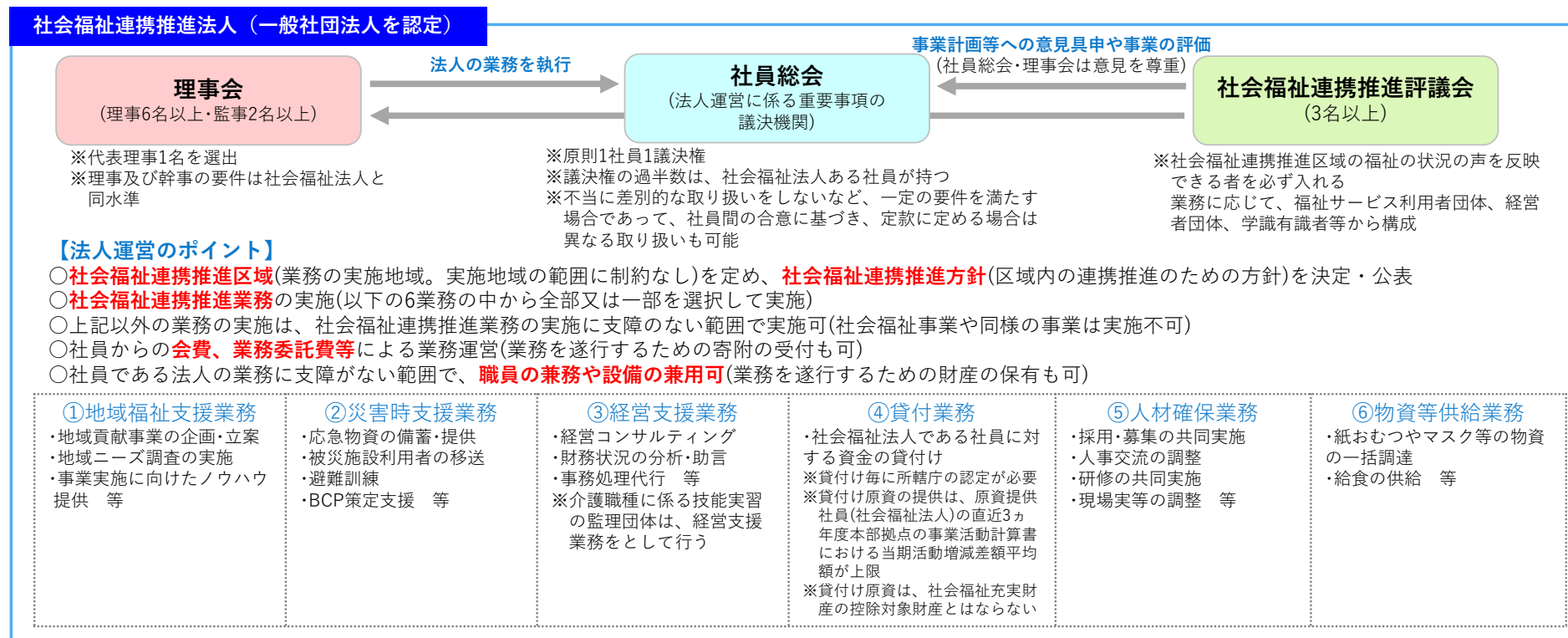
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

【問い合わせ先】

郡山市保健福祉総務課 総務管理係 ☎024-924-3822

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、社会福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。



会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】 ※2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業を経営する法人

社会福祉を目的とする
公益事業を経営する法人

社会福祉事業等にに従事する者の
養成機関を経営する法人

※各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか）

認定・指導監督

8. その他（各種情報）

(1) 厚生労働省社会福祉法人制度（随時メールにて送付）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/index.html

- ・ 社会福祉法人制度
- ・ 財務諸表等電子開示システム
- ・ 関係法令・通知
- ・ 関係会議等
- ・ 関連情報

(2) 「働き方改革」の実現に向けて

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

- ・ 各種リーフレット
時間外労働の上限規制
36協定の適正な締結

(3) 育児・介護休業法の改正について（令和4(2022)年4月1日から段階的に施行済）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

- ・雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ・産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ・育児休業の分割取得
- ・育児休業取得状況の公表の義務化

(4) 職場におけるハラスメント防止対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

- ・パワーハラスメント対策の義務化
- ・セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化
パンフレット「職場におけるパワーハラスメント対策・セクシャルハラスメント対策・妊娠・出産・育児等に関するハラスメント対策は事業主の義務です！」